

第5期嬉野市農業委員会  
第1回定例総会議事録(公表用)

平成30年8月2日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第1回定例総会議決一覧

第5期嬉野市農業委員会第1回定例総会議事録

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	大草野売戸 外1筆 田を畑に転換	H29.08.02	了承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	下野三本松 外3筆 賃借権	H29.08.02	了承
	2	吉田尾ノ上 使用貸借権	H29.08.02	了承
	3	久間後山 使用貸借権	H29.08.02	了承
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1～3	真崎二本松 外3筆 賃借権・使用貸借権	H29.08.02	承認
	嬉1～4	岩屋川内材木寺 外5筆 賃借権・使用貸借権	H29.08.02	承認
		所有権移転		
	1	五町田今川 あっせん	H30.08.02	承認
議案第3号		農地法第4条申請の許可について		
	1	谷所木野 外1筆 植林	H29.08.02	承認
議案第4号		農地法第5条申請の承認について		
	1	下宿道德 駐車場及び車庫	H30.08.02	承認
	2	下宿五本松 共同住宅建築	H30.08.02	承認
	3	下野大久保 駐車場	H30.08.02	承認
	4	大草野蓮田 外9筆 防災広場	H30.08.02	承認
	5	久間後山 太陽光発電設備設置	H30.08.02	承認
	6	久間後山 分譲住宅用地	H30.08.02	承認
	7	久間東山 外1筆 一般住宅	H30.08.02	承認
	8	五町田二本黒木 外1筆 一般住宅	H30.08.02	承認
	9	五町田権現 一般住宅	H30.08.02	承認
	10	吉田岩倍 資材置場	H30.08.02	承認
	11	吉田岩倍 外1筆 一般住宅	H30.08.02	承認
	12	吉田尾ノ上 太陽光発電設備設置	H30.08.02	承認
議案第5号		非農地証明願について		
	1	下野二本権	H30.08.02	証明決定
	2	下野三坂原	H30.08.02	証明決定

1 招集年月日 平成30年8月2日

2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室

3 開会日時 開会 8月2日 午後1時30分 議長 川内 利光  
及び宣告 閉会 8月2日 午後3時05分 議長 川内 利光

4 会議の公開の 非公開  
可否・理由 非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条  
第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員  
(農業委員)

議席 番号	氏名	出欠	備考	議席 番号	氏名	出欠	備考
会長	川内利光	出	議長	7	原田謙次	出	
1	池田博幸	出	憲章朗読	8	峰正己	出	
2	馬場みどり	出		9	中島文二郎	出	
3	森和義	出	事前審査班長 議事録署名	10	杉崎順憲	出	
4	西田昭義	出	議事録署名	11	山口安則	出	
5	植松和幸	出		12	生田健児	出	
6	山口智佐代	出					

(職員等)

事務局長	白石伸之	主事	三根拓己
主事	永田良子	農林課主任	納富 作男

6 議事日程

- 第1 報告第1号 農地等形状変更届出について
- 議案第1号 農用地利用集積計画の解約について
- 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による申請の承認について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 議案第5号 非農地証明願について

7 会議の概要 — 午後1時30分 開会 —

局 長 定刻になりました。

本日は、全委員出席です。川内会長の御挨拶の後、議長の開会宣言をお願いいたします。

会 長 (挨拶等)

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号1番池田博幸委員にお願いします。全員、御起立ください。

(当番委員の発声)・・・全員で唱和  
御着席ください。

議 長 それでは、ただ今から、第5期嬉野市農業委員会第1回定例総会を開会いたします。本日、議題としますのは、報告1件と議案は5件で、審議事項は26件です。本日の議事録署名委員は、議席番号3番森和義委員と4番西田昭義委員を指名します。よろしくお願いします。

それでは、報告第1号、農地等形状変更届出についてです。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、整理番号1番です。届出人は、万才の〇〇〇〇様です。所在地は、大字大草野売戸、外1筆、地目は2筆とも田、面積は合計で287㎡です。理由は、水が引けず、田としての利用が難しいため、田を畑に転換したいということです。図面は2ページと3ページ、写真は1番を御覧ください。以上です。

議 長 この件について、4番委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域委員 先般、現地審査に、私も参加させていただいたわけですがけれども、写真でも見て分かるように、周りが見え、住宅とか休耕地ということで、ここに水を入れるっちゃうこと自体が、無理なようなことになっております。そういうふ

うなことで、従前より野菜を作っておられたということでございますので、どうか、よろしく御審議のほど、お願いします。

議 長

続いて、7月31日に1班で実施した事前審査の結果について、班長の3番委員、報告をお願いします。

班 長

ただ今、4番委員の方から説明のあったとおり、特別に問題はないということで、当日の農業委員さん、推進委員さん、全て了解されております。以上です。

議 長

他の委員さん、事前審査について、何か補足はありませんかね。それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですね。この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、農地等形状変更届出について、整理番号1番については、全員了承です。

それでは、議案第1号、農用地利用集積計画の解約についてを議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書4ページ、先ず、整理番号1番です。貸付人は、下野の〇〇〇〇様、借受人は、大野原の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野三本松、外3筆、地目は4筆とも畑 面積は合計で5,464㎡、利用権区分は、賃借権で、目的は茶です。期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までです。小作料は、反当り茶1kg、年5kgです。解約理由は、借り手人の都合により、規模縮小するためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないたいと思います。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号、農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、整理番号2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

整理番号2番です。貸付人は、両岩の〇〇〇〇様、借受人は、同じく両岩の〇〇〇〇様です。所在地は、大字吉田尾ノ上、地目は畑、面積は1,164㎡

で

す。利用権区分は使用貸借権で、目的は茶です。期間は平成14年5月1日から平成34年4月30日までです。解約理由は、太陽光発電設備設置のためと

ということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。なお、太陽光発電設備設置に係る転用許可については、議案第4号整理番号12番として申請されています、以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号、農用地利用集積計画の解約について、整理番号2番については、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。貸付人は、熊本市の〇〇〇〇様。借受人は、下野辺田の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間後山、地目は畑、面積は66㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は牧草です。期間は平成26年4月10日から平成31年4月9日までです。解約理由は、太陽光発電設備設置のためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。なお、太陽光発電設備設置に係る転用許可については、議案第4号整理番号5番として申請されています、以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号、農用地利用集積計画の解約について、整理番号3番については、原案どおり承認することに決定しました。

それでは、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題とします。皆さんに、お諮りします。利用権設定塩田町の分整理番号1番から3番までを一括審議したいと思っております。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、異議なしと認めます。利用権設定塩田町の分整理番号1番から3番までについて、農林課の説明を求めます。

農 林 課

別添の表、1ページ目を御覧ください。利用権設定塩田町の分整理番号1番から3番までについてです。貸し手人は、真崎の〇〇〇〇様、外2名様。借り手人は、牛坂の〇〇〇〇様、外2名様です。所在地は、大字真崎二本松、外3筆、地目は田、面積は合計で5,109㎡です。利用権は賃借権と使用貸借権、期間は5年から10年で、再設定です。計画内容については、農業経営基盤強

化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。よろしく、お願いします。

議長

それでは、塩田町の分整理番号1番から3番までについて、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。はい、4番委員。

4番

あの、ほら。賃借権、67,000円でしょ。これは、統一しちゃっと。施設

園芸やつけんやろうばってんさ、相場がこんくらいちゅうこと。きゅうりは、54,000円。えらい、高かにかあと思うて。

農林課

いちごの場合、若干高いとは、聞いております。

3番

14・5年前まで、この倍やったですけど、12・3万円で貸しよったとの半額になったねと、私は、感覚でみたところですよ。

7番

借地の賃借料で、骨組みとかあるとは、別に払いよんしゃってこと。

農林課

施設を含めてだと思えます。

議長

他にありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から3番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

はい、ありがとうございます。異議なしと認めます。議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、利用権設定塩田町の分整理番号1番から3番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

次に、利用権設定嬉野町の分です。皆さんに、お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から4番までについて、一括審議したいと思えます。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議なしと認めます。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から4番までについて、農林課の説明をお願いいたします。

農林課

2ページ目を御覧ください。整理番号1番から4番までです。貸し手人は、下岩屋一区の〇〇〇〇様、外3名様です。借り手人は、下岩屋二区の〇〇〇〇様、外3名様です。所在地は、大字岩屋川内材木寺、外5筆、田1筆、畑5筆、面積は合計で4,703㎡、田1,325㎡、畑3,378㎡です。利用権は使用貸借権と賃借権、期間は5年で、再設定です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、嬉野町の分整理番号1番から4番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から4番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、利用権設定嬉野町の分整理番号1番から4番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

次に、所有権移転、農地中間管理機構の塩田町の分です。整理番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 別添の表3ページ目を御覧ください。所有権移転農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番です。売り手人は、畦川内の〇〇〇〇様。買い手人は、公益社団法人佐賀県農業公社様です。所在地は、大字五町田今川、地目は田、面積は合計で435㎡、所有権移転の種類は、あっせんで、利用目的は米です。対価としましては、反当たり459,770円、全体で200,000円です。以上です。

議長 それでは、農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。農地中間管理機構の塩田町の分整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、所有権移転中間管理機構の塩田町の分整理番号1番については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第3号、農地法第4条の規定による申請の承認についてを、議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページ、整理番号1番です。申請人の認識不足により、既に植林されていますので、始末書を付けての申請です。申請人は、茂手の〇〇〇〇様です。所在地は、大字谷所木野、外1筆、地目は2筆とも畑、面積は合計で3,

8

69㎡です。用途目的は、植林。事由は、申請地は、長年耕地されておらず、耕作する後継者もない。農地の維持管理も困難であり、周囲も山林であることから植林として転用したいということです。東は山林、西は畑・現況山林、南は道路、山林、北は畑、山林です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低

い農地です。図面は6ページと7ページ、写真は2番を御覧ください。以上です。

議 長  
地域担当

1番委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

1番、〇〇です。補足説明をいたします。場所は、6ページの地図に示してありますが、塩田町谷所茂手集落の谷村農村公園の近くでございまして、申請者は、耕作もされてなく、後継者もいないということで、農地の維持管理も困難ということでございます。本人さんは、病弱な方で、車の運転もできない状況でございます。申請地は、2箇所ありまして、2箇所とも、以前はみかん畑でモノレールのレール等が残っておりましたが、既に植林してあり、始末書を付けての申請となっております。周りも山林で、転用は、やもう得ないと考えます。御審議、よろしくをお願いします。

議 長  
班 長

続いて、班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

1番委員の説明のあったとおりでございます。30年前に戻りますと、その周辺は、全てがみかん畑というような状況のなかでですね。まっ、植林をしたりもありました。その結果、やむを得んだらうということで、皆さま納得したようでございます。できれば、始末書を読んでいただければ幸いです。以上です。

議 長  
事 務 局

事務局、始末書の朗読を。

もう40年ほど前から、植林して、転用してしまいました。申し訳ございません。という始末書をいただいております。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第3号、農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認についてを、議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書9ページ、整理番号1番です。譲渡人は、内野内野山の〇〇〇〇様、〇〇〇〇様。譲受人は、内野内野山の有限会社西野総業運輸様です。所在地は、大字下宿道徳、外1筆。地目は2筆とも田、面積は合計で1,542㎡です。

用

途目的は、駐車場及び車庫。事由は、申請地は、数年前より耕作放棄地であり、今後耕作の見通しもない。現在賃借にて車庫及び駐車場に使用している土地を撤退し、今後増車する予定もあることから、事務所の近くに駐車場及び車庫と

して転用したいということです。東はため池、西は宅地、南、北はため池です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。売買価格は、反当たり1,297,017円、全体で2,000,000円です。図面は13ページと14ページ、写真は3番を御覧ください。以上です。

議 長  
地域担当

6番委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

この方は、御両親が宅老所を駐車場のの上の方で、経営されていて、また、その駐車場が狭くなり、そして、また新しく車庫を増やしたいということでしたので、皆さんよろしくをお願いします。

議 長  
班 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

この地形を見たときにですね。その駐車場に入る、入口の通路を作らないかん。その中でですね。水路がありました。水路に関しましては、非常に農業との関連がありますので、地元の区長さんの立会いの上に、そこの開設工事をするように、お願いをしたところでございます。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続いて、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局  
用

整理番号2番です。譲渡人は、佐世保市の〇〇〇〇様、〇〇〇〇様、〇〇〇〇様。譲受人は、下宿の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿五本松、地目は田、面積は1,008㎡です。用途目的は、共同住宅建築事由は、申請地は、

途地域であり、国道のバス停も近く、ショッピングセンター、コンビニエンスストア、郵便局などが近くにあり、共同住宅用地として最適な土地である。同時利用地の宅地を含めて共同住宅事業を計画しているので、共同住宅建築として転用したいということです。東は宅地、西は宅地、南は畑、北は水路、田です。農地区分については、第3種農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域です。売買価格は、反当たり13,888,889円、全体で14,000,000円です。図面は15ページと16ページ、写真は4番を御覧ください。以上です。

議 長  
地域担当

5番委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

場所としてはですね。市道の直ぐ横、近くで、周りを見るとですね。もう宅

地開発されておりました、特に問題はないと思います。

議 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

周囲が住宅と畑があったわけですけど、全て周囲の、隣接地の了承を得たということで、私たちは、これを認めてきたわけです。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。譲渡人は、式浪の〇〇〇〇様。譲受人は、同じく式浪の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野大久保、地目は畑、面積は228㎡です。用途目的は、駐車場。事由は、申請地は、休耕地であり、今後耕作の見通しもない状況である。現在家族で車が3台所有。駐車場が狭く道路に駐車している状態にあり、近隣に迷惑をかけているため、自宅隣接の申請地を駐車場として転用したいということです。東は宅地、西、南は畑、北は畑、道路です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。売買価格は、反当たり3,0

7

0,175円、全体で700,000円です。図面は17ページと18ページ、写真は5番を御覧ください。以上です。

議 長

4番委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

この辺は、昔は、茶畑やったんですけども、近年住宅が建ち並んでおりました、そういうふうな中に譲り受ける方も、新しくそこに家を建てておられるということで、非常に、あの、駐車場が不足しているというふうなことで、やむを得ない事情で申請されたと聞いております。よろしくをお願いします。

議 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

特に、補足報告することは、ありません。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号4番について、事務局の説明をおねがい求めます。

事務局

整理番号4番です。譲渡人は、12ページの別紙①を御覧ください。南上の〇〇〇〇様、外7名様。譲受人は、嬉野市長です。所在地は、大字大草野蓮田、外9筆、うち田7筆、畑3筆です。地目は田と畑、面積は合計で4,118㎡、うち田3,551㎡、畑567㎡です。用途目的は、防災広場。事由は、申請

地

を大草野防災広場として整備する。万が一の罹災の際、地域の復旧スピードは、「災害廃棄物第一仮置き場」の整備及び円滑な運営に左右されるという熊本地震の実例に基づき、その必要性から適地を検討。地元住民からの推薦もあり、市としての調査・検討の結果、適地として選定したので、防災広場として転用したいということです。東は畑、田、西は道路、田、南は山林、北は田です。農地区分については、第1種農地で、概ね10ha以上の規模の一団の農地区域内にある農地ではありますが、転用目的が、市街地に設置することが困難又は不適当なものとしての施設であります。売買価格は、反当たり2,100,000円、全体で8,650,000円です。図面は19ページと20ページ、写真は6番を御覧ください。以上です。

議長

4番委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

このことにつきましては、もう3年くらい前から話があっておりまして、市長部局で大分議論をされて、ここに決定したということを知っております。むしろ、あの、この農地転用に、書類的に出てきたのが遅いというふうに思っています。もちろん、あの、地元の同意というものも取れておりますし、関係する地区については、ほとんどの方が承知だということですので、よろしく願います。

議長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班長

現状を見ますと、耕作放棄地じゃなかったろうか、という状況でありました。そういった形のなかで、今、4番委員から言われたとおり、いい事業をされたなということで、私たちも賛同して帰って来たところでございます。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号5番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書10ページ、整理番号5番です。譲渡人は、熊本市の〇〇〇〇様。譲受人は、長崎市の株式会社総合創研様です。所在地は、大字久間後山、地目は畑、面積は66㎡です。用途目的は、太陽光発電設備設置。事由は、申請地は、休耕地であり、今後耕作見通しもない。農地の維持管理も困難なため、隣接の宅地を含めての計画で太陽光発電設備設置として転用したいということです。東は田、西は宅地、畑、南は田、北は宅地、田です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。売買価格は、反当たり909,090円、全体で

6

0,000円です。図面は21ページと22ページ、写真は7番を御覧ください。以上です。

議長  
地域担当

9番委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。  
畑がですね。66㎡で、まあ、小さな太陽光なんですけれども、宅地とですね。農地、休耕地、そこがですね。熊本の方にいらっしゃって、十数年前からですね。もう家を建てて、荒廃地になっているということで、今回、太陽光設置ということですね。荒れなくていいんじゃないかというようなことですね。よろしく、審議をお願いします。

議長  
班長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。  
特に、ありません。

議長  
委員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。  
[全員挙手]

議長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号5番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号6番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書10ページ、整理番号6番です。譲渡人は、和歌山市の〇〇〇〇様。譲受人は、福富の有限会社エイコー様です。所在地は、大字久間後山、地目は畑、面積は912㎡です。用途目的は、分譲住宅用地。事由は、申請地は、休耕地であり、今後耕作の見通しもない。他県に居住しており、高齢で、後継者もいないため、分譲住宅用地として転用したいということです。東は道路、西は田、南は道路、北は道路です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。売買価格は、反当たり548,245円、全体で500,000円で

す。図面は23ページと24ページ、写真は8番を御覧ください。以上です。  
9番委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

議 長

地域担当

所有者の方がですね。和歌山県の方にいらっしゃってですね。ここも休耕地になってて、非常に荒れてるということですね。今回、分譲住宅地ということで、4棟建つということで、その地域の活性化になるんじゃないかと思えます。

議 長

班 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

写真を見ていただければ、道路の境の所に水路があります。水路がありますので、その辺の所を工事をする場合は、注意していただくようお願いをしております。以上です。

議 長

委 員

それでは、質疑を行ないたいと思います。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号6番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号6番については、原案どおり許可相当と、県に副申すること

と  
に決定しました。

続いて、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号7番です。譲渡人は、長崎市の〇〇〇〇様、譲受人は、北下久間の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間東山、外1筆。地目は2筆とも畑、面積は合計で381㎡です。用途目的は、一般住宅。事由は、申請地は、休耕地である。現在、塩田町久間のアパートに二世帯で住んでいるが手狭になり、新築を考え土地を探していた。譲渡人所有の宅地部分と合せて、買取り住宅の建築をするため、一般住宅として転用したいということです。東は宅地、西は道路、南は道路、北は宅地、畑です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。売買価格は、反当たり2,608,924円、全体で994,000円です。図面は25ページと26ページ、写真は9番を御覧ください。以上です。

議 長

地域担当

9番委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

今回ですね。〇〇〇〇さんという方が、家を作るということで、まあもともと宅地があったんですけども、その周囲が畑ですね。まあ、農業の関係で、畑はですね。将来、自分の畑にはならないということで、前の畑をですね、駐車場として利用したいということですので、よろしくをお願いします。

議 長

班 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

特に、ありません。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号7番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号7番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号8番です。譲渡人は、福岡市の〇〇〇〇様、五町田第三の〇〇〇〇様。譲受人は、下岩屋一区の〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田二本黒木、外1筆。地目は2筆とも畑、面積は合計で398㎡です。用途目的は、一般住宅。事由は、申請地は、現在休耕地であり、今後耕作の予定もない。夫婦共働きなので両親に子供の世話をお願いし、また両親に介護が必要になった時の事を考えて、実家の近くに住居を建築するため、一般住宅用地として転用したいということです。東は農道、西は道路、南は宅地、北は田です。農地区分については、第1種農地で、概ね10ha以上の規模の一団の農地区域内にある農地であり、農振農用地ではありますが、除外の許可が下りる旨の確認はしております。売買価格は、反当たり9,070,350円、全体で3,610,000円です。図面は27ページと28ページ、写真は10番を御覧ください。以上です。

議 長 1番委員、地元委員としての説明、意見をお願いします。

地元委員 1番、〇〇です。補足説明をいたします。27ページの地図に示してありますが、塩田町五町田の五町田酒造の近くの東側の畑でございまして、2筆ございます。ここは、経営圃場整備地区の畑で換地を受けておられ、1種農地の区域になりますが、隣も以前は圃場整備での畑でしたが、宅地となり、今回の申請となっております。譲受人さんは、嬉野町の方で、嫁さんの実家が塩田町谷所鳥坂にございまして、共稼ぎのため、子どもさんを見てもらいたい。それと介護が必要になった時は、近くにいて世話をしていただきたいとのことでの申請となっております。雨水の処理につきましては、隣接の宅地にお世話になって、既設の水路に流し込むと協議し、念書が交わされております。生活雑排水の処理につきましては、農業集落排水に接続ということで、特に問題ないと考えます。御審議、よろしく申し上げます。

議 長 班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長 特に、ありません。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。4番委員。

4 番 今、1種農地と言うたばってんが。1種農地の場合さ、隣に住宅等、こういうものが隣接しとったら、いいわけ。

議長

事務局。

事務局

そうです、はい。住宅に接続という形になってですね。道路、住宅、住宅という所に挟まれている農地なんで、該当するという県の確認を受けてます。

9番

3辺が道路に接続か、若しくは宅地に接続という要件があるわけですね。農用地除外の要件が、1番委員が言ったように3辺が、道と家がある。そういつ

た所じゃない場合は、だめなんですか。1種農地の隅にですね。十数年来、耕

作してないという、そこは。まあ、その時の判断とは思いますが。

事務局

そこが、農家住宅の住宅ば建てるような条件でですね。その農地の横に住宅がなければいけないような許可基準もあるんで、その時そのときの申請者の状態にもよるんですけど、農地の真ん中にポツンというのは、あり得ないということ。転用許可基準に従い、判断しています。

議長

他にありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号8番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号8番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続いて、整理番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号9番です。譲渡人は、北九州市の〇〇〇〇様。譲受人は、五町田第三の〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田権現、地目は畑、面積は62㎡です。用途目的は、一般住宅。事由は、申請地は、休耕地であり、今後耕作の見通しもない。現在、借家に住んでおり、子供の成長に伴い手狭となり、家を新築する計画を立て土地を探しましたが、同時利用の宅地では駐車場用地がないため、申請地を含めて一般住宅として転用したいということです。東は道路、西は畑、南は宅地、北は畑です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。売買価格は、反当たり15,908,330円、全体で986,316円です。図面は29ページと30ページ、写真は11番を御覧ください。以上です。

議長

1番委員、地元委員としての説明、意見ををお願いします。

地元委員

1番、〇〇です。補足説明をいたします。場所は、30ページの地図に示してありますが、五町田小学校の近くでございまして、以前は、畑とか、田んぼでありましたが、切り売りをずっとされてございまして、周りがほとんど宅地化

し、申請地の畑62㎡が、これだけが農地として残っていたため、駐車場用地としての転用申請となっております。周りは宅地化されており、特に問題ないと考えます。御審議、よろしく申し上げます。

議 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

特に、ありません。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号9番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号9番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号10番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

整理番号10番です。始末書付きでの願い出となっております。譲渡人は、東京都足立区の〇〇〇〇様。譲受人は、下宿の〇〇〇〇様です。所在地は、大字吉田岩倍。地目は田、面積は643㎡です。用途目的は、資材置場。事由は、申請地は、長年耕作がなされておらず、現在、近隣住民がゲートボール場として使用されていたものです。今後の耕作の見通しもない。昨年独立し、建設業を始めたが現在資材置場がないため、資材置場として転用したいということです。東は田、畑、西は雑種地、南は宅地、北は道路です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。売買価格は、反当たり2,419,906円、全体で1,556,000円です。始末書の内容は、農地法第5条に基づく許可申請に当たり、本来ならば、農地法に基づく許可申請を行うべきところ、認識不足により農地法の許可を受けずに、平成10年頃からゲートボール場として転用してしまいました。今後は、このような不始末が起らないように、十分注意をいたしますので、御配慮くださいますようお願いいたします、ということです。図面は31ページと32ページ、写真は12番を御覧ください。以上です。

議 長

8番委員、地域担当としての説明、意見をお願いします。

地域担当

場所はですね。東吉田です。西九州カワサキからすると7mくらいのところですか。ゲートボール場だったんですけど、今空地になって、耕作しないということで、資材置場にしたいということです。よろしく、お願いします。

議 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

今、事務局からあったとおりでございます。数年前からゲートボール場というような扱い方をされていまして、それは、あくまでも始末書が提出された時点での我々の審議をいろんな形で取り扱っていかうということで、始末書

の提出をお願いしたところでございます。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号10番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号10番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続いて、整理番号11番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号11番です。譲渡人は、整理番号10番に同じく、東京都足立区の〇〇〇〇様。譲受人は、東吉田の〇〇〇〇様です。所在地は、大字吉田岩倍、外1筆。地目は田と畑、面積は合計で313㎡、うち田が174㎡、畑が139㎡です。用途目的は、農業用資材置場。事由は、申請地は、耕作・管理はなされていたが、今後における耕作・管理を続けられる見通しが無い。農業用資材・機材置場が不足しているため、農業用資材置場として転用したいということです。東は田、畑、西は田、南は宅地、北は道路です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。売買価格は、反当たり2,418,530円、全体で757,000円です。図面は33ページと34ページ、写真は13番

を

御覧ください。以上です。

議 長

8番委員、地域担当としての説明、意見をお願いします。

地域担当

さっきの段の高い所の手前ですね。ここはですね、〇〇〇〇さんがですね。大豆をやって、しよらしたですけど、そこがでけんっていうことですね。自分の所に農業用機械を入れられんということで、ここに農業用機械・機材置場にしたいということですので、よろしくをお願いします。

議 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

特に、ありません。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号11番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号11番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続いて、整理番号12番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

整理番号12番です。議案第1号整理番号2番に関連する案件です。貸付人は、両岩の〇〇〇〇様。借受人は、武雄市の株式会社山茂電機様です。所在地は、大字吉田尾ノ上。地目は畑、面積は1,164㎡です。用途目的は、太陽光発電設備設置。事由は、申請地は、現在耕作できていない状況にあり、高齢及び後継者不足等により、今後の農地の維持・管理が困難なことから、土地を有効活用するため太陽光発電設備設置として転用したいということです。東は道路、西は原野、南、北は畑です。農地区分については、第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。賃借料は、反当たり85,910円、全体で年100,000円です。図面は35ページと36ページ、写真は14番を御覧ください。以上です。

議長

8番委員、地域担当としての説明、意見をお願いします。

地域担当

申請地はですね。吉田の第3共乾ていうか、ライスセンターのちょうど裏手ですね。茶畑だったんでしょうけど、もう管理もできんということで、太陽光を設置したいという申請ですので、よろしくをお願いします。

議長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班長

この周辺はですね。集落ほとんど、太陽光が全てに設置されておりました。そういった形を見た場合ですね。これは、耕作放棄地の有効利用じゃないかということで、賛同を受けたところです。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号12番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号12番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

ここで、10分休憩します。(14:43' ~)

議長

それでは、再開したいと思います。次に、議案第5号、非農地証明願についてを議題とします。整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号1番です。始末書付きでの願い出となっています。願出者は、井手川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野二本椎、地目は田、面積は643㎡です。用途目的は、集合住宅。事由は、昭和56年に賃借権で5条の転用許可を受け、建設資材置場として使用していたが、未登記で地目が田のままにし

てしまっていた。賃借権も平成29年12月に解約され、現在は資材置場としての利用はなく、整地した状態であるので、非農地であることの証明をお願いしたいということです。図面は38ページと39ページ、写真は15番を御覧ください。以上です。

議 長  
地域担当

5番委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

昭和56年に5条の申請をして、許可を受けてたが、未登記のままであったので、今回の非農地の証明願ということになります。現地の方は、県道沿いでですね、特に問題ないと思います。

議 長  
班 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

この土地ですね。元の納所運送のあった土地じゃ、なかろうかと思って確認をしたところでございます。隣には嬉野のデイサービスのセンターもございませので、そこに支障のないような形でしていただくようお願いをしたところでございます。以上です。

議 長  
9 番

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

審議の前に、非農地証明と用途目的変更等による手続の判断基準の説明を受けたい。

議 長  
事 務 局

事務局。

今回は、5条の規定による転用許可を受けたが、未登記のままとなっていた。転用目的の使用実績も確認されたので、用途目的の変更、又は違反転用等には該当しないものとして、県とも協議し、非農地証明で処理するものとなりました。

議 長  
委 員

他にありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり非農地であると証明することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。整理番号1番については、原案どおり非農地証明することに決定しました。

続いて、整理番号2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

整理番号2番です。始末書付きでの願出となっています。願出者は、三坂の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野三坂原、地目は田、面積は55㎡です。用途目的は、植樹及び通路。事由は、昭和60年に植樹及び通路として利用する際に、転用申請をすべきであったところを、認識不足により申請をしていなかった。今回、隣接の宅地を含め造成工事を計画していたところ、地目が農地であることが判明したため、非農地証明をお願いしたいということです。図面は40ページと41ページ、写真は16番を御覧ください。以上です。

議 長  
地域担当

4番委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

ほんな面積的には少しなんですけれども、ここは従来、昔っから棚田で湿田

があつとつたらしかですもんね。そこの、まあ、アパートがでけたりして、宅地になってるわけですよ。何でそがしこ、ちかつと残つとつたらかということ、忘れとつたんじゃないかねということです。ひとつ、よろしくお願いします。

議 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

4番委員から説明のあったとおりでございます。実際、これが判明したのは、相続する時点で、判明したということをお聞きしております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり非農地であると証明することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。整理番号2番については、原案どおり非農地証明することに決定しました。

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。

お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

ないですか、それでは、会議を閉じます。

第5期嬉野市農業委員会第1回定例総会を閉会します。

( 午後3時6分 閉会 )